

SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

Oct. 2016
No.184
10
月号

徹底解説 税理士の仕事

The secret of a tax accountant



大好評！

税務・税金の話

好評連載

徳田孝司の「月刊マルトク堂」

「ぶらトク」歌舞伎町で忍者修行

医療ステーション

C O N T E N T S

01-03

徹底解説! 税理士の仕事

04 ●税金Q&A
遊休資産を売却したい

05 ●医療ステーション
低侵襲医療の潮流を見て

06 ●税金
贈与税非課税制度の比較

07 ●国際税務
BEPSプロジェクトと日本の税制整備について

09 ●コラム
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム
徳田孝司の
「月刊マルトク堂」

11
ふらふら徳田理事長と行く
「ぶらトク」

今月号のテーマ
「仕事道具」

今月の執筆者には、仕事に欠かせない
道具についてコメントいただいています。

「こだわりの
仕事道具
はなんですか」

S T A F F

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報部
佐脇ゆかり
東方実菜子

編集長
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)
編集
生出祐子(And-Fabfactory)
デザイン
片寄雄太(And-Fabfactory)
東方実菜子(社・本郷 税理士法人)
村田聡(Super League)
村田和美(Super League)
撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ
印刷所 株式会社三千和商工
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は
社・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3312 広報部
Mail:scope@ht-tax.or.jp

Eyes

お客様の表情から、数字まで。視力はもちろん目利き力も税理士には大切です。

Brain

過去の事例を蓄積し、整理・分析を行う脳。それぞれの個性も生み出しています。

Mouth

難しい税務用語も、できるだけ分かりやすく。コミュニケーションをつかさどる口。

Ears

税理士がお客様と会って最初にする事。それは、耳でしっかりお話を聴くこと。

Arms

電卓やパソコンが入ったカバンを毎日運ぶ腕。意外とガッチリしています。

Hands

キーボードや電卓を毎日たく指。もちろん、ペンも長時間握っています。

Clothes

派手すぎず、清潔感があるスーツ。お客様の前では、ジャケット着用がルールです。

Legs

お客様のところへ伺い、世相を知るために歩く足。できる税理士ほど、靴底の減りが早い。

徹底解説！ 税理士の仕事

「税理士って何？」という質問に、決算時の申告書作成を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。税理士の役目はそれだけではありません。気軽な相談から経営の次の一手を考えることまで、経営の伴走者として気軽にご利用いただきたいと辻・本郷は考えています。

Profile

山田 篤士 (税理士)

2008年9月入社。相続業務を中心に経験を積み重ね、2016年9月にオープンした渋谷相続センターのセンター長を務める。



税理士とは、税理士法で定められた国家資格そのもので、税理士試験に合格し、日本税理士会連合会及び所属支部税理士会に登録した人です。

資格を持つことでできる業務は、他者の求めに応じて行う、各種税金の申告や申請、税務書類の作成、税務相談、税に関する不服審査手続きなど。これらの業務を無資格で行うことはできません。

実際にどのような業務をしているのか、仕事の特徴などと合わせて山田さんに聞いてみました。

そもそも、税理士の仕事とは？

所得税、法人顧問業務と相続税申告の案件が多いですね。私や辻・本郷としての傾向ではなく、どの税理士事務所でも同じ傾向と思います。

申告書類の作成はどの税理士も行っていますが、現状や流れを把握した上で、コンサルティングできる税理士となると、その数は絞り込まれると思います。

税理士業界の平均年齢は61歳。ですから、どうしても『大先生』のようなイメージが先行しますが、辻・本郷の税理士は、真逆。平均年齢は37歳です。お客様の話をよく聴き、頼られる相談相手でありたい。そのために、世の中のことに幅広く興味を持ち、研究を続けたい。そして、的確なコンサルティングをしていきたいと考えています。

税理士の仕事のやりがいは、経営

者という特別な方々と、直接やり取りできること。お褒めの言葉も、お叱りの言葉も、対面で頂くことができるので、人生の勉強の場がいっぱいです。

税理士に向いている人は、コツコツ仕事を積み上げられるタイプかもしれませんね。お客様と会うたびに、新しい事例が出てきますし、それを次の場に活かさなくてはなりませんから。

辻・本郷は、これからも理想の税理士像を常に追い求め、進化し続けていきます。



税理士バッジ

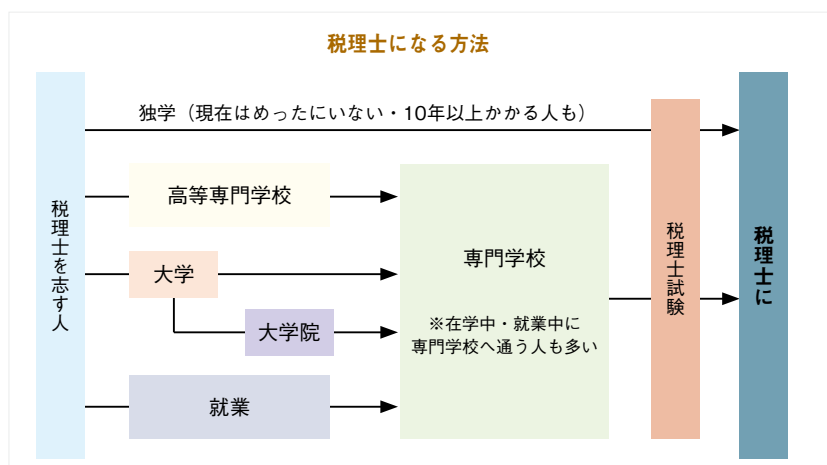
試験に合格した上で、日本税理士会連合会に登録手続きをすると、「税理士証票」と「バッジ」が授与されます。外周の金縁は「日」の字を表し、上部に桜がデザインされています。

税理士になるには

厳しい試験が課される税理士への道は、主に6つ。山田さんは、その中でも、右図の大学から専門学校のルートで試験に合格し、税理士になりました。

一口に税理士試験といっても、1回の合否で決まるものではありません。全11科目のうち、必修2科目を含む5科目に合格する必要があります。つまり、1つずつ合格していかなければならないため、資格取得まで何年かかる試験として知られています。

山田さんの場合は、大学2年生のときに「日商簿記2級」を、3年生のときに「日商簿記1級」を取得。これらは税理士試験の科目ではありませんが、必修科目の「簿記論」の手応えを感じたとのこと。その勢いに乗り、4年生のときに



は、必修2科目の「簿記論」と「財務諸表論」に合格。残る3つの試験に早く効率的に合格するため、大卒後は専門学校に通学したそうです。

専門学校通学後も勢いは衰えず、1年目で「法人税」を、2年目には「所得税」と「消費税」に連続で合格。5科目すべてをそろえ、山田さ

さんは晴れて税理士になることができました。

現在の主流は、大学院に進学して論文を書く2科目免除の道。5科目すべてに合格して税理士になる人は減少しています。税理士になるには、才能と努力の両方が必要ですが、山田さんにはどちらも備わっていたといえるでしょう。



8:50

【朝礼 8:50】

開始時に気分を盛り上げる音楽をかけるのが辻・本郷流。その日の担当者が確認事項を伝達し、1分間のスピーチをします。

【仕事1 10:00】

午前中は、相続対策の案件に取り組みました。顧客のデータを丁寧に拾い集め、整理し、解決策を生み出していきます。

10:00



ランチはミライナのカフェテラスで

12:00

13:00



新宿→渋谷に移動

14:00

【仕事2 14:00】

相続センターがある渋谷に移動。もともと、顧客が多いエリアですが、案件がさらに増えそうと判断し、今年9月にOPENしました。



18:00

【終業 18:00】

上司に合わせた無用の残業は、辻・本郷ではご法度。センター長自らも、仕事が一段落したら先に帰宅しています。



税理士の1日に完全密着！

山田さんを例に、税理士の1日を見てみましょう。

出社は早めの8時頃。理由は、プリンターやロッカーに近い席を確保するため。フリースドレスならではの考え方です。

午前中は、3日後にお会いするお客様の相続税試算の書類作成を行い、ランチは社内のカフェテリアで。今日は大好きな鮭弁当です。

午後からはセンター長を務める渋谷相続センターで、大型案件に着手。センター員の個性に合わせて、さまざまな作業を各人に依頼しました。

この日の終業は18時。「帰って2歳と1歳の娘たちと遊びます」と笑顔で帰路に就きました。



【税理士の仕事道具】

山田さんによると、最も必要なのは、電話、iPad、電卓とのこと。対人の職業のため、洗顔シートや整腸剤も。

これからの税理士とは

多くの方が、税理士のことを、決算書を作って判子を押す人たちと思っているのではないのでしょうか。現状、一般的社会ではそのような税理士が多いことも事実です。しかし、よく考えてみると、それは年に1回だけのこと。決算月以外の11か月、税理士はお客さんに何を提供できるのでしょうか？

そもそも、バブル以前、税理士は集金を兼ねて顧問先を月に1度は訪問していました。経営者は、家族や従業員、銀行にも話せない孤独な悩みを、税理士にだけは相談できたのです。会社の経営状態や事業に精通していて、互いの性格や趣味も熟知した仲だったのですから。

時代は流れ、顧問料を銀行振込にす

ることで訪問機会が減少しました。次いで、バブル経済の好景気で経営者は誰にも相談しなくて良い時代が続きました。困ったのは、バブル崩壊後です。会わないことが習慣化してしまい、互いにチャネルを失うことになってしまったのです。

温故知新。辻・本郷では、革新すべきところは業界に先駆けて取り組んでいますが、経営者と税理士の関係は、従来の「気軽に会って、まずはお話を聞く」というスタイルに戻そうとしています。

時代が大きく動いている今、経営者は誰にも言えない悩みをたくさん抱えています。ただのガス抜きでも構いません。話をしていく中で悩みが整理でき、税理士が何もしなくても解決の糸口を発見した！という方が多数おられます。私ももからも訪問しますが、

お客様もぜひ、気軽になんでも相談してみてください。税理士はもっと身近な存在でありたいのです。



田中弘 神奈川大学名誉教授
辻・本郷 税理士法人顧問

ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q & A

Q uestion

当社は、建設業を営む12月決算の法人です。当期は営業成績も良く多額の納税になりそうです。そこで、当社の所有する遊休資産を、土地を探しているグループ会社に売却したいと考えています。当該土地は、バブル時に資材置き場として取得したもので、場合によっては賃貸用建物の建築とも考えていましたが、現在まで何も行っていません。取得時の帳簿価額と現在の時価（市況価額）には大きな差額があり、含み損が実現損になる予定です。グループ会社との取引のため慎重に行いたいと考えていますが、注意すべき点がありますか？

税金Q&Aでは皆さんの
税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を
scope@ht-tax.or.jp まで
お寄せください。

遊休資産を売却したい

A nswer

ご質問には、グループ会社に売却とありますが、注意が必要です。法人税法には「同族会社の行為計算の否認」の規定があり、税の軽減の目的のみの行為は、譲渡損益が否認される可能性があります。グループ会社に土地を譲渡することの合理的な理由が必要（たとえば、取得後の土地利用計画など）となります。また、平成22年10月から法人税において「グループ法人税制」が適用されました。具体的には、100%支配グループ法人間における土地建物等の「譲渡損益調整資産」を譲渡した場合の譲渡損益は、繰り延べられます。繰り延べられた譲渡損益は、再譲渡、償却、評価替え、貸倒れ、除却等によって計上されることとなります。

分りやすく言えば、1人の株主と株主の親族（6親等内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）のみで所有している会社と、同様な会社間の取引において、帳簿価額1,000万円以上の固定資産や棚卸資産となる土地等の売買によって実現した譲渡損益は、会計上は実現損となりますが、税務上は損益が繰り延べられ、売却時の税務上の損失は認められず、税負担の軽減になりません。

貴社の株主構成と、売却先として予定しているグループ会社の株主構成をお調べください。どちらかに親族以外の株主がいれば「完全支配関係」から外れますので、売却価額が適正（不動産鑑定による価額をお勧めします）であり、売却に合理的な理由があれば、譲渡損として認められるものと思われます。

なお、両社が「完全支配関係」会社の場合は、「グループ法人税制」の対象となりますが、売却先が社長などの個人の場合には、法人税法でいうグループ法人間という規定から外れますので、資金に余裕のある社長等を売却先とする方法も検討の必要があります。実行に当たっては、関与税理士等にご相談なさることをお勧めします。

「こだわりの
仕事道具
はなんですか」

私の仕事上、重宝している仕事道具（書籍）は、辻・本郷 税理士法人編著『税務・法務モバイルブック』（東峰書房発行）です。この一冊をカバンに入れておけば、お客様訪問時のほとんどの相談事に対応できるスグレモノです。（小林）



医療ステーション vol.3

前は、「ヒト」の観点から医療が成長産業という話をしました。今回は、「モノ」と「カネ」の観点から医療分野の現状と動向について話をしたいと思います。

恒吉弘基 (つねよしひろもと) ●ヘルスケア事業部顧問



▲社・本郷 SCOPE
ヘルスケアコラム

低侵襲医療の潮流を見て

以前某大学医学部の放射線科学の女性教授から「現在の医療は10年前の医療と比較すると相当進歩しています。10年後の医療はもっと進化して医療の質が格段に上がっているでしょう」と言われたことがあります。MRI、CTの撮影スピードは上がり、画像の鮮明度はたいへん高くなりました。昨年春に胎児のエコー画像を見る機会がありましたが、胎児の目鼻立ちまで鮮明にわかりびっくりしました。さらに手術用ロボット「ダ・ヴィンチ」は2000年に国内初導入され、今では高度

急性期病院に設置されることは当たり前になっています。

がん治療は外科手術、化学療法、放射線治療でのアプローチがありますが、外科手術では、従来の開胸・開腹手術から胸・腹腔鏡下手術に移行しています。放射線治療では、深部にある複雑な形状のがんを正常細胞にダメージを与えることなく狙い撃ちする陽子線・重粒子線治療の症例数が増加しています。陽子線・重粒子線治療の症例数は放射線医学総合研究所のデータによると2000年 が266件、2014年 が

4,777件となっています。からだを切開する手術をとらずに患者へのダメージを抑え日常生活への復帰を早くする低侵襲医療が時代の潮流になっています。

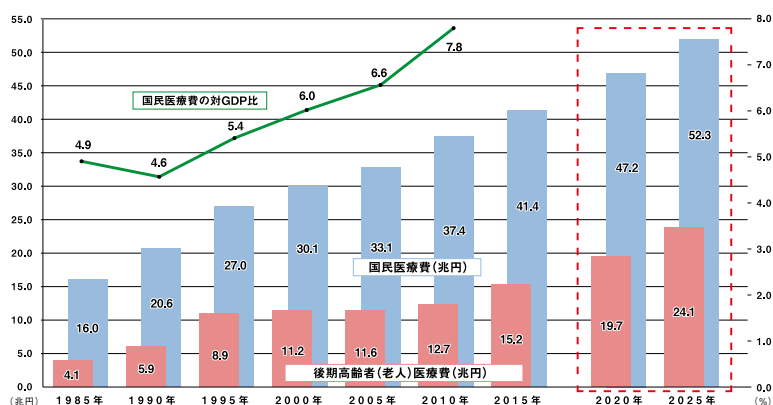
医療機器・技術は日進月歩ということで、導入数・利用数はますます増加していくことは間違いないと思います。肝臓・胆嚢・膵臓などの高難度のがん手術では患部を触れる医師の手の感性が必要という消化器外科の名医ならではの卓見もありますが、いずれによせ「モノ」の観点からも医療分野は拡大してゆきます。

厚生労働省のウェブサイトを見ると「国民医療費とは当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したものである」とあります。

国民医療費の推移については左のグラフをご覧ください。「カネ」の観点からも医療分野は拡大してゆきます。原因は高齢化による受療数の増加と医療機器・技術の進歩による高額診療の増加といわれています。また保険診療と自由診療の費用が混合できる混合診療の領域の拡大も原因の1つになると思います。

「ヒト」「モノ」「カネ」のいずれの観点から医療は成長産業といえます。

国民医療費の推移



※2010年までは平成23年度「厚生労働白書」、2015年は「平成27年度 医療費の動向」厚生労働省保険局(平成28年9月14日)、2020年以降は「医療費等の将来見通し及び財政影響試算」厚生労働省保険局(平成22年10月25日)に基づき作成。

「こだわりの
仕事道具
はなんですか」

私にはこだわりの仕事道具はありませんが、しいて言うならば5年間使っているボールペンです。黒・赤・シャープの3つの機能があり、たいへん滑らかに書けます。滑らか過ぎて自分の書いた文字が最近読めないことがあります。病気なのでしょうか。会議やクライアントとの面談などに欠かせない道具です。(恒吉)

贈与税非課税制度の比較



小笠原降二

(おがさわらこうじ)

● 八戸支部

贈与税の非課税制度を一覧にしました。活用のタイミングにより十分なメリットを受けられる制度もあります。低金利が続く中、次世代への資産活用はいかがでしょうか。

《贈与税非課税制度の比較》

制度名称	教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与	住宅取得等資金贈与
贈与の目的	学校等に支払う教育資金 例：入学金、授業料、教科書代、給食費 学校等以外に支払う教育資金（500万円を限度） 例：塾・スポーツクラブ月謝、学用品等	結婚資金（300万円を限度） 例：挙式費用、衣装代、新居費用他 出産資金 例：妊婦健診、不妊治療他 育児資金 例：子の医療費、幼稚園等の保育料他	自己が居住する住宅用家屋の新築、取得または増改築費用 ※贈与を受けた翌年の3月15日までに居住しましょう！
期間	平成25年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成27年1月1日から 平成31年6月30日まで
贈与者	父母、祖父母などの直系尊属	父母、祖父母などの直系尊属	父母、祖父母などの直系尊属
受贈者	30歳未満の子、孫	20歳以上50歳未満の子、孫	贈与した年の1月1日において20歳以上の子や孫 ※合計所得金額2,000万円以下
非課税限度額	受贈者1人当たり1,500万円まで	受贈者1人当たり1,000万円まで	・省エネ住宅 800～1,200万円 ・上記以外 300～700万円 ※平成28年1月以降の契約締結分を記載。 ※消費税率が10%の場合は限度額が変わります。
手続き先	金融機関	金融機関	税務署
必要な手続き	（銀行の場合） ・贈与契約 ・金融機関経由で申告書提出 ・受贈者名義の口座へ贈与資金を預入	（銀行の場合） ・贈与契約 ・金融機関経由で申告書提出 ・受贈者名義の口座へ贈与資金を預入	贈与税申告書及び添付書類
注意点	・受贈者が30歳に到達した時点で残額がある場合は、贈与税が課税されます。 ・口座からの払戻には領収書等が必要です。	・受贈者が50歳に到達した時点で残額がある場合は、贈与税が課税されます。 ・口座からの払戻には領収書等が必要です。 ・贈与者が死亡した場合は、残額について相続税申告書を提出します。	・贈与を受けた年の翌年の申告期限内に適正な申告をしなければ、適用は受けられません。 ・限度額を超えた分は、通常の贈与税（110万円控除）または相続時精算課税制度による税額計算となります。

「こだわりの
仕事道具
はなんですか」

三菱鉛筆のジェットストリーム 4&1

数年前に子どもからプレゼントされて以来、3年ほど持ち続けています。1本で4色ボールペンとシャープペンシルが使えるので、他の筆記具は必要ありません。打ち合わせをしながら内容を図に表したとき、2色以上使うと難しい内容も分かりやすくなると思います。（小笠原）

BEPSプロジェクトと 日本の税制整備について



綿谷美恵子 ●法人国際部 税理士
(わたたにみえこ)

OECDによるBEPSプロジェクトは2015年10月、最終報告書が公表され、実施段階に移行しました。日本においてもBEPSプロジェクトを踏まえた税制の整備が進められています。

BEPS プロジェクト

BEPSプロジェクトは、多国籍企業による国家間の税制の違いを利用した課税逃れ、いわゆるBEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) 問題に対処するため、OECD (経済協力開発機構) により、2012年6月に立ち上げられました。

2015年9月に15項目のBEPS対抗措置からなる「BEPS最終報告書」が取りまとめられ、10月に公表された後、同11月のG20サミット (トルコ・アンタルヤ) で承認されました。BEPSプロジェクトは議論の段階から実施の段階へと移行し、OECD加盟国以外の国・地域も参加することによって発足当初の枠組みを超えたよりグローバルな取り組みに発展しつつあります (2016年7月26日現在: プロジェクト参加国・地域数計85か国・地域、コミット検討国計19か国)。今年6月30日から2日間「わたって京都で開催された第1回「BEPS包摂的枠組会合 (Inclusive Framework on BEPS)」では参加

国は移転価格や利子控除など、積み残したBEPSの技術的事項に関する基準策定作業に着手し、包摂的枠組みは特に、BEPSプロジェクトの4つのミニマム・スタンダード—有害税制への対抗、租税条約の濫用防止、移転価格税制に係る文書化、及び相互協議の効果的実施—の実施確保に焦点を当てています。

日本の税制整備

日本においては近年BEPSプロジェクトを踏まえた下記の税制改正が行われています。

【平成27年度税制改正】

- ・国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し (行動1)
- ・海外で損金算入となる外国子会社配当益金不算入制度の見直し (行動2)

【平成28年度税制改正】

- ・移転価格税制に係る文書化制度の整備 (行動13)

また、今年8月に公表された経済産業省の平成29年度税制改正要望では、BEPSプロジェクトを踏まえた国内制度整備の検討に当たり、日本企業の国際競争力の低下などを招くことがないように十分な配慮を求めており、特に「外国子会社合算税制 (行動3)」「過大支払利子税制 (行動4)」「移転価格税制 (行動8)」に係る国内制度整備に当たっては、企業に過度な負担を与えないような制度の構築を要望しています。今後もBEPSプロジェクトを踏まえた税制改正が検討されているようですのでこれらの動向について引き続き注視していく必要があります。

BEPS行動計画

行動1. 電子経済の課税上の課題への対処

→平成27年度改正

行動2. ハイブリッド・ミスマッチの取極めの効果的無効化

→平成27年度改正

行動3. 外国子会社合算税制の強化

行動4. 利子控除制限ルール

行動5. 有害税制への対抗

行動6. 租税条約の濫用防止

行動7. 恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止

行動8-10. 移転価格税制と価値創造の一致

行動11. BEPSの規模・経済的效果の分析方法の策定

行動12. タックス・プランニングの義務的開示制度

行動13. 多国籍企業の企業情報の文書化 (移転価格に係る文書化)

→平成28年度改正

行動14. 相互協議の効果的実施

行動15. 多国間協定の策定

詳しくは法人国際部までお問い合わせ下さい。

● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

「こだわりの
仕事道具
はなんですか」

愛用していた電卓が破損し先日新たにシャンパンゴールド色の電卓を購入しました。派手過ぎず、でも少し華やかで気分が上がります。少し前までは12桁計算が可能な実務用電卓は色が抑え目のものしかなかったように思いますが、最近では電卓のカラーバリエーションも増えてきました。(綿谷)

参加費
無料

辻・本郷 税理士法人
17名の相続専門の
女性税理士と
6名の
資産税顧問団が贈る

全国女性相続センター 全国横断セミナー

聞いて
みたい!

第1部

相続税の税務調査

長年相続税の税務調査に携わってきた
辻・本郷 税理士法人の国税OBがお話します。

講師：辻・本郷 税理士法人 資産税顧問団

質問して
みたい!

第2部

国税OBと女性税理士たちとの パネルディスカッション

「質問してみたい!」ことを皆様にかわり女性税理士
たちが国税OBに質問し、ディスカッションします。

パネラー：辻・本郷 税理士法人 女性税理士

ご来場者には
冊子「相続これで安心!」
「人生手帳」をプレゼント!



辻・本郷
相続キャラクター
こころん

全国7都市で開催! * 開始時間 14:00 ~ 16:00 (受付時間 13:30 ~)

* 札幌 11月 1日(火)

会場：センチュリーロイヤルホテル

* 東京 11月20日(日)

会場：ベルサール東京日本橋

* 大阪 11月15日(火)

会場：アクセス梅田フォーラム

* 沖縄 12月 2日(金)

会場：沖縄県立博物館・美術館

* 仙台 11月 8日(火)

会場：TKPガーデンシティ仙台

* 名古屋 11月10日(木)

会場：ホテル名古屋ガーデンパレス

* 福岡 11月17日(木)

会場：ソラリア西鉄ホテル(天神)

お気軽に
お申込みください



お申込み&お問い合わせ

☎ 0120-016-708

[受付時間] 9:00 ~ 17:30
※土日・祝日・年末年始除く

 全国女性相続センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階
ご相談窓口 ☎ 0120-016-708 <http://www.ht-tax.or.jp/josei-souzoku/>
 辻・本郷 税理士法人 <http://www.ht-tax.or.jp> 辻・本郷 検索

脈動するインバウンド市場 vol.6

残念なサインにならないために

外国語の案内をする中でも、看板や案内版などはシンプルだけに気を使いたいもの。単純なものだけに、配慮が足りないものも散見されます。実際にあった例をあげ残念な案内にならないコツを紹介します。



品質が伝わらない

先日、同僚とランチに行った時のことです。同僚が「あのサインはもったいないですね」と言います。北欧風のインテリアを売りにした雰囲気のいいパン屋で有機栽培のコーヒーを提供しているお店でした。お店のメニューは日本語と英語を併記していて、一見外国人向けの対応ができていているように見えます。その同僚に「なんでももったいないの？」と聞くと、「だって、日本語では有機栽培コーヒーって謳っているのに、英語はただ“coffee”と書いているでしょう？」と言うのだ。海外暮らしの長い彼女が言うには、日本人以上にオーガニックなものに気をかけている外国人は多いし、オーガニックだと言うだけで選択肢にはいるのに、それを謳わないのはもったいないのだそうです。

せっかく、英語を用意しても、この例のように、日本語の説明よりも情報を少なくしてしまうケースはよくあります。情報を整理して、余計な情報を省くこと自体が悪いことではありませんが、外国人にニーズのある商品なのに、その魅力の部分のテキストを省いてしまっは本末転倒です。

今回は、飲食店のケースを紹介しましたが、円安も落ち着いてきて、訪日外国人客の国内で使える予算が減少する中で、選んでもらえる商品やサービスになるためには、内容もさることながら、表現も重要です。



足りない説明

上の図の写真は、新宿で見かけたところの自動販売機に貼られたステッカーの写真です。写真を見て何か気がつきませんか？ アイコンや英語で使い方の説明をしていますが、「何の」説明なのかは英訳されていません。このステッカー、なんのためのツールなのでしょう？

これが電子マネーの説明だと伝わらなければ、せっかくステッカーに記載した「Select Drink」と「Touch Card」は何の役にも立っていません。実際に利用するシーンを想定すれば、足りていない情報があることには気がつけるはずです。

この自販機には、他にもさまざまな多言語や英語の解説が付けられていたの

ですが、それぞれの案内が英語だけだったり、多言語だったり、日本語のみだったりチグハグな印象でした。

今回見てきた2つのケースは、どちらも英語のテキストを用意するなど、外国人対応をしようとしています。ですが、「伝えなかったこと」、「伝えたらよいはずのこと」がその案内を見た外国人には伝わらず、せっかく用意したツールが無駄になってしまっています。こうしたケースは、街のあちこちで見かけます。せっかく外国語のツールを作るならば、ただ翻訳を依頼するのではなく、利用シーンなども含めてコンサルティングをお願い出来る専門家に相談したいものです。

徳田孝司の マルトク 「月刊 トク 堂」

#3「お得な」過大退職金は
ダメですか？
～一度きりのラストチャンスを生かそう～

1. 役員退職金の決め方

役員退職金は、株主総会の承認のもと支給金額、支給方法が決定されます。会社法上は、特段の制限はありませんので、会社はその内容を自由に決めることができます。

一方、実務的によく議論されるのは、税務上の適正退職金の範囲かどうかという点です。税務上、過大退職金と認定された場合、過大な分は法人の経費（損金）とは扱われませんので、いわゆる有税で退職金を支給することになります。

2. 過大退職金でも半分は非課税

役員退職金にかかる税金の計算は、下記の算式による退職所得金額が対象となります。

$$(\text{役員退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \\ = \text{退職所得金額}$$

退職所得控除額を超えた分の50%が非課税になるため、退職金にかかる税金はほかと比べてだいぶ軽減されています。この取り扱い、過大退職金であったとしても同じですので、受け取る個人としてはずいぶんお得になります。

3. あえて過大退職金を支給したら

下表は適正退職金が1億円のケースで、1億～3億円の退職金を支給した場合のシミュレーションをしたものです。「個人キャッシュイン」欄は個人の税引き後の受取金額、「法人キャッシュアウト」欄は適正退職金の1億円の税効果を加味した法人の支出金額、「個人・法人キャッシュ計」欄は、個人のキャッシュインから法人のキャッシュアウトを引いた額です。

税効果のない過大退職金が増えれば、

法人の資金負担は増えてきますが、一方、個人の方は税金負担の少ない過大退職金を手に入れることができます。

4. 個人資産をつくる一法

オーナー社長がまとめた資金を手に入れる機会はそれほど多くありません。まして退職後になればなおさらです。退職時を利用して、その後の事業承継や財産分割等のための資金作りを行うのも一法かもしれません。

徳田孝司 トク

過大役員退職金シミュレーション

(単位:千円)

適正退職金	退職金支給額	個人キャッシュイン	法人キャッシュアウト	個人・法人キャッシュ計	個人税金負担	法人税金軽減額(36%)
100,000	100,000	83,027	64,000	19,027	16,973	36,000
100,000	150,000	119,092	114,000	5,092	30,908	36,000
100,000	200,000	155,105	164,000	▲8,895	44,895	36,000
100,000	250,000	191,119	214,000	▲22,881	58,881	36,000
100,000	300,000	227,133	264,000	▲36,867	72,867	36,000

前提条件: 1. 在任期間 40年 2. 法人損金退職金 1億円

「こだわりの
仕事道具
はなんですか」

どうもスマホには慣れず、ガラケーに戻しました。電話とメール機能さえあれば私には十分で、今となっては「①片手で使える」、「②プッシュボタン」のガラケーは手放せません。できればスライド式のガラケーが欲しいのですが、どうも新機種は絶滅したようです。(徳田)

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

#006

新宿で忍者体験の巻

撮影協力:手裏剣道場 新宿忍者からくり屋敷

東京都新宿区歌舞伎町2-28-13 第一和幸ビル4階

TEL:03-6457-3337 HP:<http://ninja-trick-house.com/>

今回のパートナー

法人第3部

石渡 徹さん

法人税のスペシャリストとして大活躍中。顧客の現状を丁寧に分析した上でのコンサルティングを得意としている。

都心の忍者屋敷に潜入

ある日、辻・本郷 税理士法人に巻物の文が届きました。

「理事長殿にお見せたいものがあります」

指定されたのは、歌舞伎町の雑居ビル。階段の先には朱い鳥居が並んでいます。

「ようこそ！ 忍者からくり屋敷へ」。突然、現れたのは黒装束

の忍者。でも、理事長は、その顔

に見覚えがありました。

「もしや石渡君かい?」。尋ねて

みると、忍者は笑顔になって答

えました。「はい! 法人第3部

の石渡です!」。そう答えるや否

や、なんと石渡さんは、からくり

修業です



忍者の心得や技を学びます。

いざ勝負!



手裏剣対決の行方は?

★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
★=[「……」]



オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。

街なかにこんな場所があるとね。

集中力を高める印を学びます



扉を使って隣の部屋にワープ。理事長も仕掛けに大興奮です。案内されたのは、日本刀(※)が整然と並ぶ和室。早速、帯刀した理事長は、「見た目よりはるかに重たいね。税理士のカバンと同じだ」と意外な共通点を発見。抜刀術を学び、汗を流しました。

手裏剣の体験では、競うように

的を狙いましたが、こちらは理事

長に軍配が上がったようです。

「目的を果たすために、日頃から

準備をして、行動は合理的。税理

士が目指すべき姿勢そのものだ」と大喜びの理事長は、すでに

忍びの道のファンになっていま

した。

※安全のためすべて模造刀です

これは、冬のボーナスだな



忍者の部屋で宝探し! 辻・本郷気質から、徹底的に探しています。

本物なら現在の価格で3500万円相当の慶長小判(模造品)を発見!



辻・本郷 税理士法人 渋谷相続センター オープン!

平成28年9月1日より、陣容を新たにして渋谷相続センターがオープンいたしました。
東京近郊のお客様の相続税申告をきめ細かいサービスでお手伝いいたします。
相続財産が遠方にある場合でも、辻・本郷 税理士法人のネットワークにより
余分な経費のご負担なく対応させていただきます。

お問い合わせ

【TEL】 03-6418-6761

【受付時間】 9:00 ~ 17:30
※土日・祝日・年末年始除く

【MAIL】 a.yamada@ht-tax.or.jp (担当: 山田)



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

渋谷相続センター
(辻・本郷 税理士法人 渋谷支部内)

東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー 13 階
<http://www.ht-tax.or.jp>

札幌支部	〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西2-5 JRタワーオフィスプラザさっぽろ12階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032	品川支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
青森支部	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781	吉祥寺支部	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
八戸支部	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160	東大和支部	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
秋田支部	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944	立川支部	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
久慈支部	〒028-0062 岩手県久慈市二十八日町1-43 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330	町田支部	〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
盛岡支部	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866	横浜支部	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
遠野支部	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317	大和支部	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
一関支部	〒021-0892 岩手県一関市東地主町60番地 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665	湘南支部	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
仙台支部	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742	小田原支部	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
福島支部	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793	伊東支部	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
郡山支部	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル4階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882	豊橋支部	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
新潟支部	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177	名古屋支部	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
上越支部	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187	四日市支部	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
水戸支部	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094	京都支部	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入面谷鉾町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
館林支部	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012	豊中支部	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
深谷支部	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158	大阪支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
大宮支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212	堺支部	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
越谷支部	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752	神戸支部	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
川口東支部	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261	岡山支部	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
柏支部	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802	広島支部	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松戸支部	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786	松山支部	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
船橋支部	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6F TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108	北九州支部	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
東京中央支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802	福岡支部	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
東京丸の内支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.03-6212-2831	大分支部	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
神田支部	〒101-0047 東京都千代田区神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819	延岡支部	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町5-1740-2 TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
代々木支部	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル2階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546	沖縄支部	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4-19-14 八重洲第7ビル5階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231
渋谷支部	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762		

編集後記

こだわりの仕事道具。制作の仕事もPC 1台で足りる時代になりましたが、学生時代から使い続けているのが、NTカッタープロシリーズAD-2Pです。刃先が30°と一般的なものより鋭利で、切る位置が見やすく細かい作業に適しています。これ以外使えない!というほど使いやすく、仕上げやプレゼン時に必須のカッターです。(東方)

皆さん、いつも撮影のご協力ありがとうございました! カメラマンの吉永です。今回の特集は山田さんに密着撮影させて頂きました。細かいポーズの注文もイヤな顔一つせず笑顔で応えて頂き、とても助かりました。今度はあなたに密着させてもらうかも知れません! その際はよろしくお願いします。(吉永)

次号予告

過去を振り返れば
未来が分かる
自分史・社史を作ろう!

受かる! 補助金・助成金シリーズ **第1弾!!**

「創業補助金」

創業補助金を中心とした資金面から起業を考える!

著者／若狹 清史

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 取締役執行役員



補助金申請だけではなく融資にも使える
事業計画書のパーフェクトマニュアル、
補助金申請書のサンプルといった
巻末資料など実務に役立つ資料を掲載!!

目次 ・はじめに

- 第1章 起業するにはいくら必要?
- 第2章 創業資金を調達するには?
- 第3章 創業融資を受けるには
どうしたらいいの?
- 第4章 補助金ってどんなもの?
- 第5章 補助金の申請書はどう書くの?
- 第6章 事業計画書はどうやって作るの?
- 第7章 起業したら考えておきたい
お金のこと

・巻末資料

- (1) 補助金申請書
- (2) 公庫創業計画書
- (3) 公庫創業計画書 補足
- (4) 信用保証協会創業計画書

定 価 / 本体 1000 円 + 税

東峰書房の「受かる! 補助金・助成金シリーズ」

近年、企業経営において、国や地方自治体による補助金・助成金が注目されています。一口に補助金・助成金といっても、その数は10,000種類以上あり、概要書も多く刊行されています。補助金・助成金の申請に際して、重要なのは知識と実践的スキルです。つまり、概要書の知識だけでは厳しいのが現状です。教科書を丸暗記しても問題が解けないのと同じです。東峰書房の「受かる! 補助金・助成金シリーズ」では、各補助金・助成金ごとに書籍化し、具体的な傾向と対策という実践的スキルを提示しています。各々の補助金・助成金に必要な情報をピンポイントで学ぶ、「受かる!」ためのシリーズです。

お求めは お近くの書店、またはブックサービスTEL.0120-29-9625まで